



鳥取県公報

平成 27 年 9 月 4 日 (金)
第 8 7 3 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する承継の届出 (604) (企業支援課) 2
	土地改良区の役員の就退任 (605) (東部農林事務所) 2
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (606) (中部総合事務所地域振興局) 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (607) (西部総合事務所地域振興局) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (608) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (609) (〃) 4
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (610) (〃) 4
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (611) (〃) 4
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (27) (教育総務課) 5
◇ 公 告	警備業務に係る検定合格者審査の実施 (警察本部生活安全企画課) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 6

告 示

鳥取県告示第604号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地並びに店舗面積
S - m a r t 吉成店 鳥取市吉成779-1 1,528平方メートル
- 2 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
承継前 株式会社シバタ 代表取締役 芝田 一郎 鳥取市湖山町北三丁目303
承継後 株式会社エスマート 代表取締役 川木 光義 鳥取市湖山町北三丁目303
- 3 承継があった年月日
平成18年8月31日
- 4 届出年月日
平成27年8月4日
- 5 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書及びその添付書類
- 6 縦覧に供する期間
平成27年9月4日から4月間
- 7 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

鳥取県告示第605号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり西郷中央土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年9月4日

鳥取県東部農林事務所長 山 根 健 介

退任した役員の氏名及び住所

理 事	田 渕 稔	鳥取市河原町本鹿117
〃	谷 口 愛一郎	鳥取市河原町小畑159
〃	坂 本 孝 行	鳥取市河原町牛戸86
〃	谷 口 和 正	鳥取市河原町天神原532
〃	右 近 清 美	鳥取市河原町本鹿287
〃	田 中 俊 一	鳥取市河原町中井171
〃	露 木 稔	鳥取市河原町湯谷154
監 事	谷 口 秀	鳥取市河原町小畑163
〃	田 渕 愿	鳥取市河原町本鹿15

平成27年3月17日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	田 渕 稔	鳥取市河原町本鹿117
〃	谷 口 愛一郎	鳥取市河原町小畑159
〃	谷 口 和 正	鳥取市河原町天神原532
〃	田 中 俊 一	鳥取市河原町中井171

〃 右 近 清 美 鳥取市河原町本鹿287
〃 坂 本 柳 造 鳥取市河原町牛戸171
〃 露 木 稔 鳥取市河原町湯谷154
監 事 谷 口 秀 鳥取市河原町小畑163
〃 田 淵 愿 鳥取市河原町本鹿15

平成27年3月18日就任 任期3年

鳥取県告示第606号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成27年10月21日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年9月4日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

- 1 申請のあった年月日
平成27年8月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人楽
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
井手添 敬子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市上井町一丁目12
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は障がいのある人や、高齢者を中心に全ての人が主体的に社会参加し生きがいを持って自己実現に向けた地域生活を営めるよう支援し、共生の地域づくりを目指す事を目的とする。

鳥取県告示第607号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成27年10月21日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年9月4日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成27年8月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人三海婦人科癌スタディグループ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
紀川 純三
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市西町36-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、婦人科悪性腫瘍の臨床経験及び基礎医学と臨床とのブリッジングスタディを計画・推進し、かつ会員相互の知識の向上を図り、婦人科悪性腫瘍の患者に対する治療成績の向上に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第608号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 9 月 4 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社楽志	福祉用具貸与事業所 楽らく	米子市日ノ出町一丁目 13-23	平成 27 年 9 月 1 日	福祉用具貸与
〃	特定福祉用具販売事業所 楽らく	〃	〃	特定福祉用具販売
米子医療生活協同組合	デイサービスおおたか	米子市尾高 1812	〃	通所介護

鳥取県告示第609号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 9 月 4 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社楽志	福祉用具貸与事業所 楽らく	米子市日ノ出町一丁目 13-23	平成 27 年 9 月 1 日	介護予防福祉用具貸与
〃	特定福祉用具販売事業所 楽らく	〃	〃	特定介護予防福祉用具販売
米子医療生活協同組合	デイサービスおおたか	米子市尾高 1812	〃	介護予防通所介護

鳥取県告示第610号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 9 月 4 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
米子医療生活協同組合	デイサービスおおたか	米子市尾高 1812	平成 27 年 7 月 30 日	平成 27 年 8 月 31 日	通所介護

鳥取県告示第611号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 27 年 9 月 4 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称	指定に係る事業	指定に係る事業	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
--------	---------	---------	-------	-------	---------

又は氏名	所の名称	所の所在地			
米子医療生活 協同組合	デイサービスお おたか	米子市尾高1812	平成27年7月 30日	平成27年8月 31日	介護予防通所介 護

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第27号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成27年9月4日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成27年9月7日（月）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県就学支援委員会委員の任命について
 - (2) その他

公 告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成27年9月4日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

- 1 審査に係る警備業務の種別及び級
 - (1) 空港保安警備業務 1級及び2級
 - (2) 施設警備業務 1級及び2級
 - (3) 交通誘導警備業務 1級及び2級
 - (4) 貴重品運搬警備業務 1級及び2級
- 2 実施日時
平成27年11月24日（火）午前9時から正午まで
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 審査の方法
審査に係る種別及び級の警備業務に関する知識及び能力について学科試験及び実技試験により判定する。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 5 審査の対象者
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。
 - (1) 空港保安警備業務（1級）
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備業務に係る1級に合格した者
 - (2) 施設警備業務（1級）
旧検定の常駐警備業務に係る1級に合格した者

- (3) 交通誘導警備業務（1 級）
旧検定の交通誘導警備業務に係る 1 級に合格した者
 - (4) 貴重品運搬警備業務（1 級）
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る 1 級に合格した者
 - (5) 空港保安警備業務（2 級）
旧検定の空港保安警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者
 - (6) 施設警備業務（2 級）
旧検定の常駐警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者
 - (7) 交通誘導警備業務（2 級）
旧検定の交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者
 - (8) 貴重品運搬警備業務（2 級）
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者
- 6 審査申請の受付期間
平成27年10月19日（月）から同月23日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 7 審査申請書の提出先
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による審査申請書の提出は、認めない。）。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 8 審査申請書の提出部数等
審査申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1 葉
 - (2) 旧規則第 8 条の規定により交付された合格証（以下「旧合格証」という。）の写し
 - (3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、県内に住所を有すること又は警備員として県内の営業所に属することを疎明する書面
- 9 審査手数料及び納付方法
審査手数料は、4,700 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 10 その他
- (1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。
 - (2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年9月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
モバイル端末機器賃貸借及び保守業務 一式
- (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

ア 借入物品及び購入物品の納入期限

平成27年12月25日（金）

イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成28年1月1日から平成32年12月31日までとする。ただし、平成28年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(5) 契約金額

入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(4) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年9月24日（木）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(5) 1の(2)の業務を履行することができる者であって、保守、点検、修理その他のアフターサービスを求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（代）

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成27年9月4日(金)から同月14日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成27年10月16日(金)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月15日(木)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類並びに納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び参考資料を、4の(1)の場所に平成27年9月29日(火)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札書に記載した金額に100分の108を乗じて得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に12を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Mobile personal computer and maintenance,
1 set
- (2) September 29, 2015 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) October 16, 2015 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders
October 15, 2015 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1
-271 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8520 Japan
TEL 0857-23-0110